

石巻市創業者持続化事業費補助金 チェックリスト

この資料は、あなたが「石巻市創業者持続化事業費補助金」の交付対象となるか、実施事業に係る経費が補助対象になるかどうかを確認するためのものです。

下記の各項目を確認し、要件を満たす場合は、左側の空欄にチェックをしてください。【※他の条件により、対象にならないことがあります。】

なお、交付申請の際は、市ホームページと「石巻市創業者持続化事業費補助金募集要項」を必ずご確認ください。

※石巻市創業者持続化事業費補助金の交付申請時に、記入済みのチェックリストをご提出ください。

申請者名		事業所所在地	
連絡先	TEL:		メール:
私は、下記の確認事項について要件を満たしており、事実と相違ありません。			
☒	1 対象者…以下の要件を全て満たす方が対象です。		
	交付申請日を基準とし、創業（第二創業）から3年を経過している者であること。		
	次のいずれかに該当すること。 ・ 個人事業主の場合、石巻市内に主たる事業所を置き、かつ石巻市民であること。 ・ 法人の場合、石巻市内に本店または主たる事務所を置いていること。		
	特定創業支援等事業の支援を受け、証明書（もしくはそれに準ずると市長が認めたもの）の写しを提出できる者		
	おおむね常時使用する従業員の数が20人（卸売業、サービス業又は小売業の場合は、5人）以下の小規模事業者であること。 ※上記の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づき、正規社員のほか、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員といった非正規社員及び出向者を指している。		
	大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている者等の「みなし大企業」ではないこと。		
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業ではないこと。		
	暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないこと。		
	本補助金の補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする国・県・市の他の補助金を受けていない、または受ける予定ではないこと。		
	過去に本補助金の交付を受けていないこと。		
	市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。		
☒	2 補助対象経費について…以下の要件を全て満たすものが対象です。		
	使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費である。		
	交付決定日以降の契約・発注により発生する経費である。		
	他の制度等により、現に補助を受けていないものと明確に特定できる経費である。		
	消費税額及び地方消費税額を除いた経費である。		
	募集要項6頁～10頁に記載する「IT導入」、「省力化・省人化」、「販路の開拓・拡大」に資する経費である。		
☒	3 注意事項…本補助金の申請にあたり、以下の項目について承諾していただきます。		
	交付申請時点で、受発注ソフトの購入、自動精算機の導入、ECサイト構築費等の補助対象経費として申請する費目に係る見積書等の取得が必要です。		
	事業計画書等による事業内容の審査があります。審査結果の内容については一切お答えできません。 ※審査の結果、交付決定を受けた場合のみ、補助金が交付されます。		
	本補助金は精算払いとなるため、補助金交付までの資金の確保が必要です。		
	支払い証拠書類などが揃わない場合、補助金は交付されません。		
	事業が完了してから5年間、年に1回程度、市から当該事業についての事業状況報告を求めますので、事業状況報告書（様式第19号）により、必ず報告する必要があります。任意ではありません。		
	補助事業で取得した財産で取得価格が1件当たり5万円以上のものについては、事業終了後も一定期間において、その処分等につき、本市の承認を受ける必要があります。		
	承認後の処分等により、収入があった場合は、補助金を一部返還していただくことがあります。		